

議員発議案第3号

学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書

世界的な異常気象や地球温暖化の影響、ヒートアイランド現象などにより、最高気温が35℃を超える猛暑日が珍しくなく、近年の夏の暑さは非常に厳しくなっている。政府は、文部科学省の学校環境衛生基準において、教室内の温度は17℃以上、28℃以下が望ましいとしているものの、実際の教室ではこの範囲を外れるところが数多く発生しているのが現状である。

冷暖房設備などの空調整備に関しては、学校施設環境改善交付金により大規模改造事業のなかで、補助対象となっているが、交付金の算定割合は3分の1と低い。また、空調の設置に要する経費と関連工事が補助対象で、リース契約による空調設置は対象外となっている。

さらに、空調設備は設置だけでなく、受電設備の整備を含めて、維持・運用や更新などに多額の費用が必要となるため、財政力に乏しい自治体の中には設置に慎重になるところが多い。全国の公立小中学校における設置率は、41.7%と半数以下であり、しかも都道府県ごとの設置率には大きな格差が生じている。

よって、国会及び政府に対し、子どもたちの教育環境を改善するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1 学校施設への空調設備設置に係る補助事業の予算を早急に確保し、増額など抜本拡充を行うこと。
- 2 上記事業の補助率を大幅に引き上げるとともに、リース契約による場合にも国庫補助の対象とするなど、要件等の拡充を図ること。
- 3 引き続き学校施設の老朽化・耐震化に必要な予算を確保して対策の一層の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	野田聖子殿
文部科学大臣	林芳正殿